

人権の推進をめざして

一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立の構築をめざします。

平成 2 1 年 1 月
足 立 区

目次

第1章 「人権の推進をめざして」の基本的な姿勢

1 人権をめぐる国内外の動き	・・・・・・・・・・	P 1
2 人権の尊重と社会のルール	・・・・・・・・・・	P 3
3 「人権の推進をめざして」策定の趣旨	・・・・・・・・・・	P 4
4 基本理念と基本的姿勢	・・・・・・・・・・	P 6

第2章 分野別施策の課題

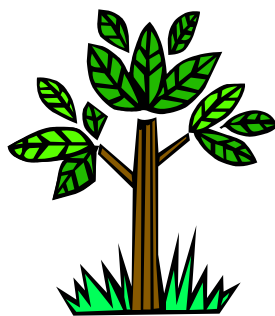
1 女性の人権問題	・・・・・・・・・・	P 8
2 子どもの人権問題	・・・・・・・・・・	P 9
3 高齢者の人権問題	・・・・・・・・・・	P 10
4 障がい者（児）の人権問題	・・・・・・・・・・	P 11
5 同和問題	・・・・・・・・・・	P 13
6 アイヌの人々の人権問題	・・・・・・・・・・	P 14
7 外国人の人権問題	・・・・・・・・・・	P 15
8 感染症患者等の人権問題	・・・・・・・・・・	P 16
9 さまざまな人権問題	・・・・・・・・・・	P 18

第3章 人権推進のための方向性

1 人権啓発・人権教育の推進	・・・・・・・・・・	P 20
2 区民意識の把握と施策の調査・点検		
3 人権尊重の職務遂行と研修の推進		
4 相談体制の連携強化		
5 区民、企業、関係団体等の参画		

【参 考 資 料】

- ・世界人権宣言（一部抜粋）
- ・日本国憲法（一部抜粋）
- ・「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（概要）と
足立区における人権啓発・教育の具体例
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権関係年表
- ・足立区自治基本条例
- ・平和と安全の都市宣言
- ・人権擁護委員の役割と活動



◆第1章 「人権の推進をめざして」の基本的な姿勢

1 人権をめぐる国内外の動き

人権とは、個人の尊厳にもとづいて一人ひとりが生まれながらにして持っている侵すことのできない固有の権利であり、すべての人々が個人としての生存と自由を確立し、幸せに生きるために尊重しなくてはならない大切な権利です。

おりしも今年度（平成20年度）は、国際連合総会で世界人権宣言が採択されてから60周年に当たる節目の時期でもあります。21世紀は「人権の世紀」と言われ、平和と人権が守られる世紀にしたいという願いが込められています。この21世紀を迎え、世界人権宣言に謳^{うた}われている人権尊重の精神を、社会のあらゆる場においても力強く根付かせていくことが大切です。

人権をめぐる国内外の動きを辿^{たど}ると、その背景には、世界を巻き込んだ2度にわたる大戦で多くの尊い生命が失われ、世界に悲劇と破壊をもたらした苦い経験がありました。この2つの世界大戦に対する反省から、世界の人々の間に平和を希求し、人権の尊重を求める動きが急速に高まりました。

昭和23（1948）年12月10日、国際連合は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」と謳^{うた}った「世界人権宣言」を採択しました。

その後、国際連合は、この宣言を具現化するため、「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」など、国際的人権基準となる20以上の条約や規約を採択しました。また、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、人権教育の推進と普及を宣言しました。その精神は、平成17（2005）年から開始された「人権教育のための世界計画」に受け継がれています。さらに、平成18（2006）年3月の国連総会において、従来の「人権委員会」を格上げした「人権理事会」の設立決議が採択され、人権分野における国連の活動に新しい時代が開かれました。

一方、国内においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする「日本国憲法」が制定され、その憲法のもとで、人権に関する諸制度の整備や諸条約の批准など、

人権に関するさまざまな施策が講じられてきました。

平成6（1994）年国連総会において決議された「人権教育のための国連10年」を受けて、わが国においても「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定され、国内に依然として存在するさまざまな人権問題の解決に向けた取り組みを、あらゆる場を通じて積極的に行うこととされました。また、平成12（2000）年施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、人権教育と人権啓発に関する施策の策定及び実施が、自治体の責務として明確に示されました。

さらに、都においては平成12（2000）年に、「人間の存在や尊厳が脅かされることなく、自らを律する自立した個人が、権利行使に伴う責任を自覚し、共存と共感で相互に支え合い、都民が世界に誇れる東京をつくる」を人権施策の基本理念とする「東京都人権施策推進指針 ～東京ヒューマン・ウェーブ21の展開～」を策定し、東京を活力があり人々が安心して暮らせる魅力ある国際都市とするため、人間の存在と尊厳を守る人権施策を総合的に推進することとしています。

2 人権の尊重と社会のルール

人はそれぞれ、考え方や価値観も異なり、その生き方のスタイルも違いますが、誰もが個人として尊い価値ある存在です。こうした互いの多様性を尊重し、認め合い、社会で調和のとれた生活をするのが大切です。自分の権利を主張し、行使するときには、それに伴う責任をしっかりと自覚するとともに、自分の権利と同様に他の人にもかけがえのない権利があることを理解し、認め合い、そして尊重することが社会の大切なルールです。

昨今の日本は精神的な価値よりも金銭的・物質的価値が、また、ともすると社会的責任より個人の権利意識が優先するなど自己中心的な生き方が広がっているように感じられます。法治国家のもとで、法を遵守^{じゅんしゅ}することはもとより、社会の一員として最低限守られなければならない基本的なルールを再認識していく必要があります。国際化や高度情報化などにより、いわば大きな社会の転換期にある地域社会にあって、基本的な人権の尊重を基礎とした社会のルールを再度確認し合うことが重要です。

都の「東京都人権施策推進指針 ～東京ヒューマン・ウェーブ21の展開～」の中においても、多くの人々が人権について知識や関心を持つようになってきましたが、人権について正しい理解が必ずしも定着していないことが指摘されています。その結果として、他の人々の人権や公共の利益に対する配慮をしないで自分の人権だけを主張することから生じるさまざまな問題や、当事者の双方が自分の人権を主張し合う「人権と人権の衝突」といわれる問題の発生などがあげられています。人権尊重の理念には、他の人々の人権や公共の利益との調和を図る考えが含まれていることに目を向けることの大切さが説かれています。

3 「人権の推進をめざして」策定の趣旨

足立区は、平成14（2002）年10月1日、21世紀を人間中心の真に平和な世紀とするために、一国の政府が国の安全と繁栄を維持し、国民の生命・財産を守るという伝統的な「国家の安全保障」はもとより、個人が互いに生命と基本的人権を尊重し、日々の生活を通じて豊かで創造的な営みができる社会をめざすという「人間の安全保障」の考え方に立った「平和と安全の都市宣言」を行いました。

また、平成16（2004）年10月には、「さまざまな区民・団体・企業と区役所などが協働して、住み・働き・学び・活動する『力強い足立区』をめざす」を基本理念とする「足立区基本構想」を策定しました。

この構想では、

- 魅力と個性のある美しい生活都市
- 自立し支えあい安心して暮らせる安全都市
- 人間力と文化力を育み活力あふれる文化都市

という3つの足立区の将来像をめざしています。

さらに、平成17（2005）年4月1日から「区民が区政に参画する権利」と「区政運営の基本的な事項」を制度として保障する「足立区自治基本条例」が施行されました。この条例では、自治の基本理念として「一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立を、協働して築くことを目指す」としています。3つのキーワードである「自治」「参画」「協働」を実効あるものにするためには、区民がそれぞれ一人の人間として互いに尊重する気持ちが必要です。

足立区では、個別の人権課題に対して、国、東京都、特別区、そして関係団体等と連携・協力しながら、人権問題解決のために取り組んできました。また、ノーマライゼーションの理念に基づいた施策の推進や、平成12（2000）年4月に施行された「足立区男女共同参画社会推進条例」による実効性のある施策の推進など、区民の人権を尊重するという視点に基づいた諸施策を推進してきました。

しかし、足立区においても、さまざまな人権問題の存在と新たな課題の生起を見逃せません。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。私たちは、一人ひとりの人権が尊

重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立の構築に向けた、絶え間ない努力をしていくことが大切です。

多様化・複雑化する人権問題について、迅速かつ柔軟に対応するため、関係部署・関係機関等との一層の連携や人権推進のための施策の体系化による効果的な取り組みが強く求められる状況の中、足立区では、区民のみなさんと一緒になって人権問題を解決するために、人権の推進に向けた基本的な方向性を示すため「人権の推進をめざして」を策定致しました。

4 基本理念と基本的姿勢

「人権の推進をめざして」では、「足立区自治基本条例」「足立区基本構想」「平和と安全の都市宣言」の理念を受け、次の基本理念を掲げます。

【基本理念】

一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立の構築をめざします。

また、基本理念を実現・具体化するために、「人権の推進をめざして」の基本的姿勢を以下のとおりとします。

【基本的姿勢】

- I 区民が安心して生き生きと生活できる安全で平和なまちをめざす
- II 区民一人ひとりが尊重され自由で活気あふれるまちをめざす
- III 差別や偏見のない思いやりと優しさがあふれる明るいまちをめざす
- IV 互いの歴史や文化を理解し豊かさを共に生み出すまちをめざす
- V あらゆる力を結集し共に育み共に支え合うまちをめざす

I 区民が安心して生き生きと生活できる安全で平和なまちをめざす

人権が保障される社会であるためには、平和であることが大前提です。足立区の「平和と安全の都市宣言」の趣旨により、区民が安心して生き生きと生活できる安全で平和な地域社会の実現をめざします。

II 区民一人ひとりが尊重され自由で活気あふれるまちをめざす

区民一人ひとりが、日々暮す中で互いの違いを認め合い、協力し合うことで、活気あふれるまちが生まれます。互いを尊重し合い、コミュニケーション豊かな自由と活気あふれる地域社会の実現をめざします。

Ⅲ 差別や偏見のない思いやりと優しさがあふれる明るいまちをめざす

差別や偏見は、社会のさまざまな矛盾や不合理な考え方により、つくり出されています。思いやりや優しさにあふれる、差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざします。

Ⅳ 互いの歴史や文化を理解し豊かさを共に生み出すまちをめざす

区内には、異なる文化や歴史・生活習慣を持つ人々が住んでいます。豊かな地域社会を生み出すために、異なる文化や多様性を認め合い、尊重し合い共生する地域社会の実現をめざします。

Ⅴ あらゆる力を結集し共に育み共に支え合うまちをめざす

複雑・多様化している人権問題の解決のためには、行政機関のみならず、区民、企業を含む地域社会全体の連携や協力が必要です。地域社会のもつあらゆる英知を集め、社会全体で共に支え合う地域社会の実現をめざします。

◆第2章 分野別施策の課題

1 女性の人権問題

女性の人権に関しては、「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表されるように、人々の意識の中に形成された固定的な性別役割分担が残っています。例えば、男性中心の社会システムを基盤に生じている男女間の社会参画機会の不平等、雇用の分野における種々の男女格差、家事・育児、介護など家庭内労働についての女性への偏りなど、さまざまな問題があります。

こうした状況を改善するには、すべての区民が性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動とともに参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が必要になります。固定的・画一的な性別役割分担から脱却し、男女ともに意欲と能力を充分発揮できる雇用環境や、男女ともに家事や育児に充分携われる社会環境が必要になります。

平成19（2007）年12月、政府の関係閣僚や有識者、民間団体の代表者等で構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

足立区では、平成20（2008）年3月に、「足立区男女共同参画行動計画」を策定しました。特に雇用の場の男女共同参画に着目して、ワーク・ライフ・バランスの推進に計画の重点を置きました。

今後、区民や関係機関・団体への意識啓発や中小企業を中心としたワーク・ライフ・バランス推進支援など、具体的な取り組みを推進していきます。

また、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人などからの暴力）、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、ストーカー行為など、女性に対する精神的・身体的暴力を伴う行為が大きな社会問題となっています。

さらに、アダルトビデオやポルノ雑誌などのメディアによる性暴力的表現に関することや性の商品化も問題となっています。

これらは重大な人権侵害であり、その根絶に向けた意識啓発を十分に行なうことはもちろん、幼児期からの丁寧な人権教育が求められます。

2 子どもの人権問題

子どもの人権に関しては、保護者や大人による子どもへの虐待（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、養育の怠慢、拒否）が多発しており、児童相談所の虐待についての相談件数も大幅に増加し、深刻な社会問題となっています。平成12（2000）年11月には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、虐待の禁止や児童相談所への通告義務が定められました。

足立区では児童虐待等について、こども家庭支援センターが中心となり、関係機関と連携して対応しています。また、保健総合センターでも、児童虐待を未然に防ぐ相談等を実施しています。

学校においては、いじめは重大な課題の一つであり、教育指導室や教育相談センター等が中心となって対応しています。子どもへの虐待やいじめによる不登校は、子どもの健やかな成長・発達を阻害する重要な問題であるとの認識が不可欠です。

さらに、インターネット上の学校非公認サイト（※）での^{ひぼう}誹謗・中傷、出会い系サイト、児童ポルノなど、子どもの安全と安心をおびやかすさまざまな問題は深刻な状況にあります。

日本は、平成6（1994）年に「児童の権利に関する条約」を批准しました。この条約は、国連で平成元（1989）年に採択され、18歳未満のすべての子どもに適用されますが、条約の理念が社会的に十分認知されているとは言い難い状況です。このため、すべての子どもの安全と安心が守られ、また人権を尊重する大人に成長できるように、保護・救済・相談機能の充実、教育・啓発活動の推進など、社会全体で子どもの人権問題に取り組むシステムを構築していかなければなりません。

【用語解説】

※学校非公認サイト

学校が公式に開設運営するサイトとは別に、中高生の利用（管理運営、閲覧、書き込み等）を想定した公開型の各種コミュニティサイト。「学校裏サイト」ともいう。

3 高齢者の人権問題

高齢化が急速に進む中で、高齢者の人権に関しては、高齢を理由として就職や入居に際しての差別を受けている問題があります。

また、認知症や加齢に伴う心身機能の低下により介護が必要な高齢者が増加し、身体的・心理的虐待や、財産を無断で処分されるなどの重大な人権侵害が発生しています。

家庭や社会から無視されたり、閉じこもりなどにより地域や社会参加をすることができず、ともすれば孤立死するという事例もあります。

内閣府が平成19（2007）年に行なった「人権擁護に関する世論調査」によると、高齢者に関して人権上問題があると思う事柄として、「悪徳商法の被害者が多いこと」を挙げた人の割合が最も多く、以下「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」、「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待をすること」、「経済的に自立が困難なこと」などの順になっています。

こうした状況を踏まえ、足立区では、高齢者の権利擁護の取り組みや安心して福祉サービス等を利用できるしくみづくりを積極的に推進しています。

また、高齢者の虐待防止に関しては、平成18（2006）年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、各関係機関との連携により、足立区高齢者虐待防止ネットワーク（※）を構築して、高齢者虐待の早期発見、対応及び養護者支援等を行っています。

今後は、さらに地域や各関係機関との連携体制を充実し、社会全体で高齢者を支え尊重していくしくみづくりを強力に推進していく必要があります。

【用語解説】

※高齢者虐待防止ネットワーク

各地域包括支援センター、あんしん協力員・機関、権利擁護センター、警察・消防、弁護士、医療機関、介護保険事業者等の連携により、高齢者虐待の早期発見・対応、見守り、養護者支援のネットワークを構築し、虐待への対応をしている。

4 障がい者（児）の人権問題

障がい者の人権及び基本的自由の完全な実現をめざす「障害者権利条約」（※）が、平成18（2006）年12月の国連総会で採択され、日本は平成19（2007）年9月にこれに署名、現在は批准に向けた国内法の改正に議論が移っています。また、平成18（2006）年4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体、知的、精神障がいを統一した障がい者施策がスタートしました。平成19（2007）年4月には、これまでの心身障がい教育対象の障がいに加えて、通常の学級に在籍するLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症などを含めた発達障がいのある子どもに対して、一人ひとりの様子や状況に応じたきめ細かい指導や支援を行う「特別支援教育」がスタートしています。

しかしながら、いまだに就職や入居に際しての障がい者に対する差別や、精神障がいや知的障がいを理由とした偏見、差別を助長するような行為などの問題があります。また、家庭内や施設などにおける虐待などの問題も依然なくなりません。

足立区はこれまでノーマライゼーション（※）の理念に基づき、福祉のまちづくりとして、鉄道駅へのエレベーターの設置など、主にハード面からのバリアフリー（※）を進めてきました。しかし、障がい者（児）に対する差別や偏見を無くし、障がいの無い人の心の中の障壁（バリア）を除去することが大切であり、本当の意味でのバリアフリーとはこうした状況を実現することといえます。

障がいに対するさらなる理解と認識を深めるためには、地域・学校・民間企業・警察・各種団体などとの協働が必要です。また、障がい者の権利擁護や相談・支援体制を充実させることも重要です。すでに警察と知的障がい関係団体との連携もはじまり、雇用支援も含めた総合的な相談支援を担う障害福祉センター「あしすと」や精神障害者自立支援センター「ふれんどりい」、地域生活支援の拠点となる24時間型の入所施設も開設しました。

障がいの違いや重さによって差別されることなく、一人の人間として尊重され、共生できるまちをつくることが求められます。今後とも、誰もが安心して生活できるしくみづくりを進めていかなければなりません。

【用語解説】

※障害者権利条約

障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

※ノーマライゼーション

障がい者（児）などが、地域で普通の生活を営むことを当然とする、福祉の基本的な考え方。

※バリアフリー

障がい者（児）や高齢者が、社会生活を営むうえで、バリア（障壁）となるものを除去するという意味。

5 同和問題

同和問題とは、封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、現在もさまざまな形で現れている重大な人権問題です。

人は、自分の意思で生まれるところを選ぶことができません。にもかかわらず、被差別部落（※）の出身という理由でさまざまな差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

足立区では、同和問題解決のため、これまでも区の実状に即した教育及び啓発活動を推進し、同和問題に関する区民の認識は徐々に変わりつつあります。

しかし、こうした取り組みにもかかわらず、区内において被差別部落出身者に対する差別落書きが行われたり、差別脅迫はがきが送付されるなど、差別や人権侵害の実態は依然として存在しています。また、行政書士や司法書士が調査会社等からの依頼を受け、職務上の権限を悪用して、戸籍謄本や住民票を不正に取得する事件や、インターネット上の風景画像に差別的なコメントを添えたホームページの存在が明らかになるなど、悪質で巧妙な差別事象も発生しています。

さらに、同和問題を口実に、企業や行政機関などに不当な要求を行う「えせ同和行為」の存在は、同和問題の解決の妨げとなっています。

同和問題の早期解決に向け、関係機関等との連携をさらに強化して、効果的な人権啓発や人権教育を推進していくことが必要です。

【用語解説】

※被差別部落（同和地区）

かつて、江戸時代の封建的身分制度などによって社会に形成された差別により、長い年月の間、住む場所・仕事・結婚・交際など生活のあらゆる面で厳しい制限を受けていた人々がおり、それらの人々が住まわされたところを「被差別部落（同和地区）」という。被差別部落の略称として、一般的には集落を意味する「部落」という用語が用いられることがある。また、「同和地区」とは、被差別部落を指す行政上の用語であるが、被差別部落のうち、法律によって国が同和対策事業の対象地域として指定していた地域をいう場合もある。

6 アイヌの人々の人権問題

アイヌの人々は、北海道を中心に東北地方など広い地域に先住し、自然と共生する生活の中で、アイヌ語やユカラ（※）、伝統的儀礼などのさまざまな固有の文化を発展させてきました。

しかしながら、特に明治以降は、一方的に日本の一部として統治され、伝統的な生業である漁業・狩猟を禁止されたり、教育の場などでアイヌ語ではなく日本語を使うことを強制されるなどの同化政策が進められました。

そのため、アイヌの人々は、生活の基盤や独自の文化を奪われ、さまざまな差別の中で大変苦しみました。そうした中でも、アイヌの人々の民族としての誇りと伝統文化は受け継がれてきましたが、今なお就職や結婚などで差別や偏見が残っているのが現状です。

平成9（1997）年には、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。平成19（2007）年には、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、わが国も賛成する中で採択され、平成20（2008）年には、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参本会議において採択されています。

今後は、先住民族であるアイヌ民族がおかれてきた歴史的経緯や文化など、アイヌ民族に関する正しい知識を生涯学習の場などを通して、関係機関等と協力して進めることにより、誤った知識や偏見、差別を解消していく必要があります。

【用語解説】

※ユカラ（口承文芸）

伝統的なアイヌ文化は、口伝えでさまざまな口承文芸を育んできた。物語の内容をもつものに、ユカラ（英雄叙事詩）、カムイユカラ（神謡）、ウエペケレ（散文説話）の3つがある。ユカラは、少年ポイヤウンペの武勲・遍歴を物語る長編の英雄叙事詩で、世界の五大叙事詩といわれている。

7 外国人の人権問題

足立区には現在、2万3,222人が外国人登録をして生活しており（平成21年1月1日現在の外国人登録者数）、東京23区内の中では新宿区、江戸川区について3番目となっています。外国人の人口比率は3.5%と全国平均の1.6%を上回り（東京都全体では3.6%）、区民の29人に1人が外国人という状況です。外国人登録者数を昭和55（1980）年（8,078人）と平成21（2009）年で比較すると約2.9倍となっています。国籍・地域別では、韓国・朝鮮の人たちが全体の4割と最も多く、ついで中国、フィリピンなど、アジア出身の外国人が9割以上を占めており、国籍・地域別では約100カ国の外国人が生活しています。

外国人のなかには定住外国人としての在留資格を持って生活している人が、「永住者」5,400人を筆頭に、ついで「特別永住資格を持った人々」5,300人など、全体の7割近くとなっています。

国内では、外国人の人権に関しては、外国人であることや国籍が違うことを理由とした就職・入居に際しての不利益な扱い、言葉や文化の違いまた偏見などから生じる入店・利用に関するトラブル・いやがらせが発生しています。

このような問題を解消し、外国人の人権が尊重され、そこに住む人々がお互いの文化や習慣・価値観の違いを理解し合い、安心して生活できる共生のまちをつくることが大切です。

足立区では、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合いながら、ともに生きる共生のまちづくりが必要不可欠であると認識し、平成18（2006）年3月に「足立区多文化共生推進計画」を策定しました。

この計画は平成18（2006）年4月から平成25（2013）年3月まで（ただし、中間年の平成21（2009）年度に見直す予定）の7年間にわたって実施し、区民・団体・企業との協働で共生のまちづくりをめざしています。

8 感染症患者等の人権問題

H I V（※）感染・エイズ・ハンセン病などの感染症は、病気に対する正しい知識や理解がないことから、差別されることがあります。

H I V感染者あるいはエイズ患者は平成8（1996）年以降、国や東京都において増加傾向にあり、中でも男性の増加が顕著です。また、H I V感染者が20代、30代に多いのに対して、エイズ患者は30代以降の働き盛りの年代に多く報告され、区民に身近な問題として捉えていく必要があります。

エイズ（※）は、感染力が弱く、しかも感染経路が限られているため、日常生活では感染することはありません。しかし、H I V感染は症状がないため、自覚のないまま感染を拡大させてしまう恐れがあることや、エイズ発症後の治療はより困難になることから、H I Vの検査の重要性を啓発していく必要があります。さらに、感染の可能性が懸念される青少年等への情報提供は、H I V感染について、正しい理解を深めるために重要なことです。

そして、エイズが「不治の特別な病」から「コントロール可能な一般的な病」へと変化したことを踏まえ、国・地方自治体・医療関係者・患者組織がともに連携した施策の展開が求められています。

ハンセン病は、感染力が弱く、日本では新たな発症がほとんどありません。しかし、かつては不治の病、遺伝病と考えられたため、現在も日常生活で、人権侵害や差別・偏見がまだ残っています。

患者の人権を十分に尊重し、感染症などに対する社会的偏見をなくすための教育・啓発を強化するとともに、こうした感染者、患者(元患者を含む)等が安心して生活ができ、医療を受けられる取り組みが求められています。

【用語解説】

※H I V

Human(ヒト) Immunodeficiency (免疫不全) Virus (ウイルス) の頭文字をとって命名された「エイズウイルス」のこと。

※エイズ

「後天性免疫不全症候群」といい、生まれた後にかかり免疫の働きが低下することにより生ずるいろいろな症状の集まりという意味。



9 さまざまな人権問題

以上のほか、社会情勢の変化に伴って人権問題も複雑・多様化し、従来までの枠組みや取り組みでは対応できないさまざまな人権問題が顕在化しています。

こうした課題の解決のためには、日常生活のあらゆる場面に発生してくる人権問題に対しても、すべての人の人権を尊重する視点に立って、関係機関などと連携をしながら効果的な施策を推進していくことが求められています。

① 刑を終えて出所した人に対する人権問題

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、更生意欲があるにもかかわらず就職差別や住居の確保の困難などの問題が起きています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力が必要です。

② 犯罪被害者とその家族の人権問題

犯罪被害者とその家族に対する人権問題として、直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が傷付けられたり、プライバシーの侵害などで私生活の平穏が侵害されたりすることなどが発生しています。犯罪被害者とその家族の人権問題への社会的関心が高まる中、一層の理解と配慮が望まれます。

③ インターネットを悪用した人権問題

近年の高度情報化社会を背景としたインターネットの普及により、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現の掲載など、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわるさまざまな問題が起きています。インターネットを利用する人は、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めることが必要です。

④ 性的指向を理由とする人権問題

人間の性愛について、異性を愛する人が大多数ですが、性的指向に関して少数派である人々への偏見により、社会生活のさまざまな場面で人権問題が発生しています。性的指向による差別や偏見をなくすことが必要です。

⑤ ホームレスに対する人権問題

路上生活者（ホームレス）の自立を図るためのさまざまな取り組みが行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの人権問題も発生しています。ホームレスおよび近隣住民の人権に配慮しつつ、ホームレスの自立の支援をしていくことが必要です。

⑥ 性同一性障がいを理由とする人権問題

平成16（2004）年7月、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになりましたが、一方で、性同一性障がい者に対する偏見や差別があります。性同一性障がいに関する理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

⑦ 北朝鮮当局による人権問題

平成18（2006）年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。わが国の喫緊^{きつぎん}の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であり、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

⑧ 人身取引による人権問題

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。わが国では「人身取引対策行動計画」が取りまとめられ、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。人身取引の実態に目を向け、この問題についての理解を深めていくことが必要です。

◆第3章 人権推進のための方向性

「一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立」の構築に向け、次の5項目を中心に、人権推進のための取り組みを総合的・横断的に推進していきます。

1 人権啓発・教育の推進

人権啓発・人権教育は、年齢・性別・国籍などさまざまな立場や違いを超えて、人間の尊厳について学び、自ら気づき実践していく心の営みを裏付けるものといえます。

これまでの啓発活動や人権尊重教育では、主に理念の理解に重きが置かれてきましたが、依然として差別や人権問題は生起しています。

今後は、人権問題解決に向けて、区民一人ひとりが自分自身の問題として理解を深め、態度の変容や行動につながるよう、聴講型の講演会に加え、参加型の啓発・教育プログラムを取り入れていきます。

また、生涯学習の視点から、あらゆる場や媒体を通じて、学習機会の提供や啓発・教育内容の充実を図っていきます。

2 区民意識の把握と施策の調査・点検

人権問題の解決に向けた施策を効果的に進めるためには、区民意識や問題発生の原因・実態を把握し、その状況に応じた取り組みを行う必要があります。

区は、世論調査やモニターアンケートなどさまざまな機会をとらえ、区民意識の把握や施策の調査・点検を行っていきます。

3 人権尊重の職務遂行と研修の推進

行政の仕事や学校教育等は、すべてにおいて人権と深いかかわりをもっています。

今後も、区職員及び教職員一人ひとりが、人権感覚を身につけ、人権に配慮した職務が遂行できるよう、職員・教職員研修を充実していきます。

4 相談体制の連携強化

人権に関する相談については、法務局、警察、人権擁護委員、法テラス（日本司法支援センター）、弁護士会、区民相談など、さまざまな窓口があります。しかし、人権問題が複雑化・多様化する中で、相談窓口がわかりにくいとの指摘もあります。

今後は、関係機関等との連携を強化し、現実に存在する差別や人権問題の実態をさらに的確に把握した上で相談や助言を行なうなど、だれにでも利用しやすい相談体制づくりをすすめていきます。

5 区民、企業、関係団体等の参画

「人権が尊重される地域社会」を築くためには、行政だけではなく、地域社会全体での取り組みが必要です。

今後は、区民、企業、関係団体などのネットワークを活用し、さまざまな参加や参画を得て、人権推進のための取り組みを進めていきます。

特に、地域における人権啓発・人権教育の中心的役割を担う人権擁護委員の役割は重要であり、さらに連携を強化していきます。

参 考 资 料

参考資料 1

世界人権宣言（一部抜粋）

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

参考資料 2

日本国憲法（一部抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十九条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十四条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

②　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③　児童は、これを酷使してはならない。

第九十七条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

参考資料 3

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（概要）と
足立区における人権啓発・教育の具体例

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 (平成9年7月4日)		足立区における 人権啓発・教育の具体例
項目	内容例	
3. 重要課題への対応		
(1) 女性	<ul style="list-style-type: none"> ● 「男女共同参画2000年プラン」を踏まえた取り組みの推進 ● 政策・方針決定への女性の参画拡大、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革、女性の人権についての教育・研修・啓発活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「足立区男女共同参画社会推進条例」「足立区男女共同参画行動計画」の策定 ○ 就労、DV、社会参画等に関する講座の実施
(2) 子ども	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの人権についての教育・研修・啓発活動の推進、児童の権利に関する条約の趣旨・内容の周知、いじめ問題等についての総合的な取り組みの推進、児童の商業的性的搾取の防止、子どもの人権専門委員制度の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止連続講座の実施 ○ 「人権ポスターコンクール」の実施
(3) 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の人権についての教育・研修・啓発活動の推進、相談体制の整備、高齢者の社会参加の促進、雇用・就業機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症サポーター養成講習
(4) 障害者	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の人権についての啓発・広報活動や教育の推進、障害者の社会参加と職業的自立の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者週間（12月3日～9日）における作品展・舞台発表等の実施

<p>(5) 同和問題</p>	<p>●地域改善対策協議会意見具申を尊重するとともに、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・人権啓発事業を推進</p>	<p>○人権週間（12月4日～10日）における「人権のつどい」の実施 ○区民企画同和問題講座の実施</p>
<p>(6) アイヌの人々</p>	<p>●「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、施策を推進 ●アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するための啓発活動の充実・強化、人権相談体制の充実</p>	<p>○あだち広報人権コラムの掲載</p>
<p>(7) 外国人</p>	<p>●人権相談体制の充実、差別意識解消のための啓発活動の促進</p>	<p>○「足立区多文化共生推進計画」の策定</p>
<p>(8) HIV感染者等</p>	<p>●HIV感染者、ハンセン病への理解を深めるための啓発活動の推進</p>	<p>○エイズ予防キャンペーンの実施</p>
<p>(9) 刑を終えて出所した人</p>	<p>●偏見・差別を除去し、社会復帰に資するための啓発活動を実施</p>	<p>○あだち広報人権コラムの掲載</p>
<p>(10) その他</p>	<p>●その他の課題についても、引き続き施策を推進</p>	

（「人権教育・啓発白書（法務省・文部科学省）」より一部引用）

参考資料 4

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日
法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

参考資料 5

人権関係年表

(網掛け部分は、国際的な動き)

昭和22 (1947) 年	「日本国憲法」施行
昭和23 (1948) 年	国連総会で「世界人権宣言」採択
昭和40 (1965) 年	「同和対策審議会」答申
昭和44 (1969) 年	「同和対策事業特別措置法」施行
昭和54 (1979) 年	「国際人権規約」批准
昭和60 (1985) 年	「女子差別撤廃条約」批准
昭和61 (1986) 年	「男女雇用機会均等法」施行
昭和62 (1987) 年	「地対財特法」施行 (平成13年度末終了)
平成5 (1993) 年	「障害者基本法」施行
平成6 (1994) 年	「人権教育のための国連10年」を決議
	「児童の権利条約」批准
平成7 (1995) 年	「人種差別撤廃条約」批准
平成8 (1996) 年	「らい予防法」廃止
平成9 (1997) 年	「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
	「アイヌ文化振興法」施行
平成11 (1999) 年	「男女共同参画社会基本法」施行
	「児童買春・児童ポルノ禁止法」施行
平成12 (2000) 年	「児童虐待防止法」施行
	「ストーカー行為等規正法」施行
	「人権教育啓発推進法」施行
平成13 (2001) 年	「配偶者暴力防止法」施行
平成15 (2003) 年	「出会い系サイト被害防止法」施行
平成16 (2004) 年	「障害者基本法」改正
	「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正
	「高年齢者雇用安定法」改正
平成17 (2005) 年	「発達障害者支援法」施行
	「児童福祉法」改正

平成18（2006）年	「国連人権理事会」設置
	「高齢者虐待防止法」施行
	「障害者自立支援法」施行
	「男女雇用機会均等法」改正
平成19（2007）年	「児童虐待防止法」改正
	「配偶者暴力防止法」改正
	「探偵業の業務の適性化に関する法律」施行
平成20（2008）年	「ハンセン病問題基本法」成立

参考資料 6

足立区自治基本条例

平成16年12月17日
条例第48号

目次（省略）

足立区は、四方を河川に囲まれ、水辺や緑の豊かな自然に恵まれた、古くから宿場町や農村として栄えた歴史と伝統のあるまちです。ここには、人々の多様な暮らしと文化が融合し、人情味ある庶民の生活文化が育ち、息づいています。足立区のこれまでの発展は、ここに暮らした多くの人々の努力の成果です。

私たちは、こうした足立らしい個性と時代の変化を踏まえ、区民であることに誇りの持てる夢のある魅力あふれるまちに発展させていきたいと思えます。そして、私たちは、美しく快適な環境に恵まれ、活力に満ち、薫り高い文化が生まれ、いきいきと安心して暮らせるまちを創造するために、力を合わせていきたいと思えます。

このため、私たちは、住民自治と団体自治の原理を尊重し、「地域のことは地域住民が決定し、決定したことには責任を負う。」ことを基本として、区民参画と協働による真の自治を確立していかなければなりません。このことよって、私たちは、人権の尊重された自治の主体として地域の創造にかかわっていくことができ、自らの判断と責任において、ともに考え行動し、私たち区民一人ひとりの幸福が実現されるものと考えます。

このような認識により、足立区において「地方自治の本旨」を実現し、足立らしい地域社会を創造するため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、足立区(以下「区」という。)の自治の基本理念並びにこれを実現するための区政運営の基本原則及び基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者及び区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものをいう。

(2) 参画 区民が政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階に参加し、政策の決定にかかわることをいう。

(3) 協働 区民及び区が、それぞれに果たすべき責務と役割を自覚しながら、対等の立場で相互に補完し、協力して取り組むことをいう。

(区民の権利及び責務)

第3条 区民は、自治の主体として、区政運営に参画する権利並びに区が保有する情報の公開及び提供を受ける権利を有する。

2 区民は、区政に参画するにあたっては、自治の主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 区民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する区民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。

(区長の責務)

第4条 区長は、区民の信託に応え、この条例の目的を実現するため、誠実かつ公正に区政を執行するように努めなければならない。

第2章 自治の基本理念

(自治の基本理念)

第5条 区民及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立を、協働して築くことを目指すものとする。

第3章 区政運営の基本原則

(区政運営の基本原則)

第6条 区は、基本理念を実現するために、次に掲げる基本原則に基づいて区政を運営しなければならない。

(1) 区は、区民の自主性を尊重するとともに、公共的課題を解決するため、責務と役割を区民と分担しながら、協働して区政を運営するものとする。

(2) 区は、区政に関する情報を区民と共有するものとする。

(3) 区は、区民が区政運営に積極的に参画し、協働できるように努めるものとする。

(4) 区は、前3号の原則を踏まえ、総合的、計画的かつ効率的な区政運営に努めるものとする。

第4章 情報の共有

(情報の公開及び提供)

第7条 区は、区政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた区政を実現するため、別に条例で定めるところにより、区が保有する情報を積極的に公開し、提供しなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 区は、区民の権利及び利益が侵害されることがないように、別に条例で定めるところにより、個人情報を保護しなければならない。

第5章 参画と協働

(区民参画の仕組の整備)

第9条 区は、協働による区政運営を進めるため、区民の参画を保障する仕組を整備しなければならない。

(区民意見表明制度(パブリックコメント))

第10条 区は、重要な政策及び計画の策定にあたり、事前にその案を公表し、区民が意見を述べる機会を設け、当該意見に対する区の考え方を公表する区民意見表明制度(パブリックコメント)の手續を実施しなければならない。

(住民投票)

第11条 区長は、区の存立にかかわること並びに区民の生命、身体及び財産に著しい影響があることその他の区政の重要事項について、区民の意思を直接確認する必要があると認められるときは、住民投票を実施することができる。

2 前項の場合において、住民投票の実施について必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 区政運営

(基本構想等)

第12条 区は、政策の基本的方向を示す基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画その他の計画を策定し、総合的かつ計画的な区政運営を図らなければならない。

(効果的な区民サービスの提供)

第13条 区は、区民要望を的確に把握し、効果的な区民サービスの提供に努めなければならない。

(財政運営)

第14条 区は、最少の経費で最大の効果を挙げるような財政運営を行うように努めなければならない。

2 区は、歳入歳出予算の執行状況等の財政状況を、別に条例で定めるところにより、区民にわかりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第15条 区は、効果的かつ効率的な区政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を公表しなければならない

(行政手続)

第16条 区は、行政手続に関し共通する事項について、別に条例で定めるところにより、区民の権利及び利益の保護に努めなければならない。

(説明責任)

第17条 区は、区政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、区政について区民にわかりやすく説明しなければならない。

(区民からの意見及び要望)

第18条 区は、区政に対する区民の信頼を確保するため、区民からの意見及び要望を迅速かつ誠実に処理しなければならない。

第7章 地域の個性の尊重及び区民の自主的な活動の尊重

(地域の個性の尊重)

第19条 区は、区内のそれぞれの地域の個性を尊重し、自主性が生かされるような区政運営に努めるものとする。

2 区は、あらゆる国籍の人にとって住みやすく、異なる文化及び習慣と共生できるような、国際社会に開かれた地域社会の発展を図るとともに、国際交流の促進に努めるものとする。

(区民の自主的な活動の尊重)

第20条 区民は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団の役割を認識し、これを尊重するように努めるものとする。

第8章 国及び他の自治体との連携及び協力

(国及び他の自治体との連携及び協力)

第21条 区は、広域的又は共通する課題を解決するため、国、都及び他の自治体との連携及び協力を積極的に進めるものとする。

第9章 区議会

(区議会の役割)

第22条 区議会は、区民の信託に応え、区民の福祉を増進させるため、法律の定めるところによりその権限を行使し、区民の代表としての役割を果たすものとする。

2 区議会は、区政運営が適切、公正かつ効率的に行われるように執行機関を監視し、けん制する機能を果たすものとする。

(区議会の情報の公開及び提供)

第23条 区議会は、議会に対する区民の信頼が深められるように、別に条例で定めるところにより、区議会に関する情報を積極的に公開し、及び提供し、開かれた議会運営に努めるものとする。

第10章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第24条 この条例は、区政運営の基本的な事項について定めるものであり、区が定める最高規範であるため、区は、他の条例、規則その他規程の制定改廃にあたっては、この条例の目的に沿って、整合性を図らなければならない。

(条例の規定の見直し等)

第25条 区は、基本理念及び基本原則その他重要な事項に変更があった場合には、この条例の規定及び関連する諸制度の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(施行状況の検討)

2 この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討し、その結果に基づいて必要な規定の見直しを行うものとする。

参考資料 7

平和と安全の都市宣言

平成14年10月1日
告示第351号

平和と安全は、私たち共通の願いです。

かけがえのない、美しい地球に住む私たちには、この星を大切に守り、水と緑に囲まれた歴史と伝統のある郷土を、次の世代に引き継ぐ責務があります。

区制70周年にあたり、「人間の安全保障」の考え方に立って、足立区は、平和で安全な都市であることを宣言し、区民あげて国際社会の平和と安全を維持するために貢献することを誓います。

足立区

参考資料 8

人権擁護委員の役割と活動

人権擁護委員は、全国の各市町村長（東京都23区においては区長）が議会の同意を得て推薦し、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は昭和23年に発足し、日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであり、諸外国にも例をみない制度です。

現在、約14,000名の委員が全国の各市町村（東京都23区においては区）に配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局の人権相談所や自宅などで住民の皆さんからの人権相談を受けるなど、積極的な活動を行っています。

なお、平成6年度から、「いじめ」、体罰、不登校などの子どもをめぐる人権問題に適切に対処するため、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を専門的に取り扱う「子どもの人権専門委員」が設けられ、全国で約950名の専門委員が活発な活動を行っています。

人権擁護委員の主な活動

人権啓発活動

○ 人権週間

国際連合の第5回総会（昭和25年12月4日）で、世界人権宣言が採択された日の12月10日が「世界人権デー」と定められました。

日本では昭和24年から、12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、広く国民のみなさんに人権尊重の大切さを呼びかけています。

○ 子どもたちの人権メッセージ発表会

平成6年に「子どもの人権専門委員」制度が発足したことを機に、子どもたち自身にも「人権尊重の精神と自由に意見を表明する権利を体験し理解してもらう場が必要」であるとして、始まったものです。

都内23区と島しょの小学生の代表が一堂に会し、身近にある人権問題について、自分の考えを自分の言葉で発表する「子どもたちが主役」のイベントです。

○ 人権の花運動

人権擁護委員が地元の小学校等に出向いて配布した花の種子や球根などを、子どもたちが協力し合って育てることを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」

という人権尊重思想をはぐくみ、情操を豊かなものにするを目的としています。

○ 全国中学生人権作文コンテスト

次代をになう中学生が、人権問題についての作文を書くことを通じ、豊かな人権感覚を身につけることを目的として、昭和56年度から実施しています。

○ 人権教室

主に小学生、幼稚園児などを対象に、人権の花運動における学校訪問や総合的な学習の時間等を利用して、啓発ビデオ、冊子「種をまこう」や人権擁護委員が作成した手作り紙芝居などを使用し、思いやりの大切さなどを伝えています。

人権相談

○ 常設相談所

法務局・地方法務局又はその支局内に設置され、土曜・日曜及び祝祭日を除いて毎日開設されています。相談は無料で相談に内容についての秘密は厳守されます。

なお、常設相談所では様々な人権問題について相談に応じているほか、外国人のための人権相談所の開設、女性や子どもの専用相談電話（「女性の人権ホットライン」、「子どもの人権110番」）の設置、インターネットによる人権相談の受付、子どもの人権SOSミニレターなどの取組も行っています。

「子どもの人権SOSミニレター」

電話では相談しにくい、勇気がいるなどといった、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。用紙裏面の封筒部分を切り取り、相談したい内容を書いた便箋部分を入れてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届きます。法務局・地方法務局では、必要に応じて、届いた手紙の内容に対する返事を送付するなど、子どもからの手紙による相談にも積極的に応じています。



○ 特設相談所

市町村役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において特設相談所を開設しています。

○ 全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所の開設

人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日に全国各地の公共施設、デパート等において特設相談所を開設しています。

（法務省人権擁護局ホームページ等から引用）